

弁済業務保証金制度の認証申出について

一般社団法人 全国旅行業協会

次の旅行者について、最初の認証の申出がございました。該当する旅行者と旅行業務に関する取引で、当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権を有する旅行者は、当協会所定の手続きに従い、当協会東京都支部に認証の申出をしてください。

1. 旅行者の名称等

- ① 商 号 : (株)アレスコサービス
- ② 主たる営業所の所在地 : 東京都港区赤坂6-3-12 リバービル4階402号
- ③ 代表者 : 代表取締役 竹田 昌弘
- ④ 旅行業務の範囲 : 第3種旅行業務
- ⑤ 登録番号 : 東京都知事登録 第3種 第5654号
- ⑥ 最初の認証申出のあった日 : 令和7年10月24日
- ⑦ 保証社員資格取得日 : 平成17年8月29日
- ⑧ 弁済限度額 : 300万円

2. 旅行者について、前項の「最初の認証申出のあった日」欄に掲げる日から60日を経過した日までなされた認証の申出は、同60日を経過した日に同時に受理されたものとみなし、認証の事務を行います。当該業者に係る最初の認証申出は令和7年10月24日になされたもので、認証申出同時受理期間は令和7年12月23日までとなります。(注1)

3. 前項の60日を経過した後に認証の申出があったものについては、受理の順序に従って認証の事務を行います。(注2)

(注1) この60日の期間内に認証の申出があった債権額の合計が弁済限度額を超える場合は、認証の申出があった債権額の割合によって認証されます。この場合、60日を経過した後に申出があった債権については認証されません。

(注2) 認証した額の合計が弁済限度額に達した場合は、以後の申出に係る債権については認証されません。

お問い合わせ先 : (一社)全国旅行業協会 東京都支部 TEL : 03-5210-2500
(一社)全国旅行業協会 本部事務局 TEL : 03-6277-8310